

## 「燃料費」について

この補助金における燃料費の考え方は、下記のとおりになります。内容をよくご確認ください。

### ● 燃料費とは

ガソリン（レギュラー、ハイオク）、軽油、灯油、重油、液化石油ガス（L P ガス・プロパンガス）、電気のことをいいます。

### ● 補助対象月日の確認方法

令和3年10月1日～令和4年6月30日までに購入または利用された燃料費が補助対象になりますが、請求期間が月をまたぐ場合は次のとおり取り扱いをしてください。

#### ・ 液化石油ガス、電気

電気や液化石油ガスなど、毎日利用して1ヶ月ごとに請求、支払いとなるものについては、請求される利用日数の多い月を「利用月」としてください。

<具体例>

・ 令和3年9月5日～令和3年10月4日利用分の請求の場合の利用月

→ 「9月分」となり補助対象外になります。

（9月利用日数：26日、10月利用日数：4日 利用日数の多い9月が利用月）

※ 次の請求分から9ヶ月分が補助対象になります。

・ 令和3年9月21日～令和3年10月20日利用分の請求の場合の利用月

→ 「10月分」としてください。

（9月利用日数：10日、10月利用日数：20日 利用日数の多い10月が利用月）

※ この請求分から9ヶ月分が補助対象になります。

※新規開業特例を利用される場合も、開業日以降の上記の考え方に準じてください。

#### ・ ガソリン、軽油、灯油、重油

令和3年10月1日から令和4年6月30日までの期間に購入（給油）された燃料が補助対象になります。

ガソリン、軽油、灯油、重油など、購入ごとに請求、支払いとなるものについては、購入日を採用してください。

※掛け払いされている場合も、支払い日ではなく、購入日を採用してください。

※エクセルシートで入力される場合、「購入日」で自動計算されます。

<具体例>

・ 令和3年10月11日に購入、令和3年11月10日に支払いの場合

→ 「10月11日」を採用

※新規開業特例を利用される場合は、開業日以降に購入したものが対象になります。開業日以前に購入されたものは補助対象外になりますのでご注意ください。

（開業日：「開業届」に記載の日付）